

## 会議と議事の公開について

本審議会の運営については、北見市まちづくり条例第 26 条第 2 項及び北見市中小企業振興基本条例第 19 条並びに北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第 8 条の規定に基づき、以下のとおりとする。

1. 本審議会は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は会長が審議会に諮った上で非公開とすることができるものとする。
2. 本審議会の議事録及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、会長が審議会に諮った上で配布資料、会議録の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。
3. 本審議会の会議録は、次に掲げる事項を記載する。
  - (1) 開催日時及び場所
  - (2) 出席者氏名
  - (3) 議題
  - (4) 議事の要旨
  - (5) その他会長が必要と認めた事項

(参考)

■北見市まちづくり基本条例

第 26 条

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

■北見市中小企業振興基本条例

第 19 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

■北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

第 8 条 会議終了後は、次の各号の内容を記載した会議録を速やかに作成し、市のホームページ等で公開しなければならない。

- (1) 会議の名称

- (2) 開催日及び場所
- (3) 出席者(事務局含む)
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別及び傍聴者の数
- (6) 会議内容の要旨
- (7) その他必要な事項